

財産の取得の変更について

下記のとおり物品の取得を変更することにつき、磐田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年磐田市条例第59号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

記

- 1 契約の目的 支援車Ⅱ型の購入
- 2 契約金額 変更前 64,350,000円  
変更後 62,150,068円
- 3 納期 変更前 令和5年3月31日まで  
変更後 令和6年3月29日まで
- 4 契約の相手方 浜松市西区馬郡町1893番地の1  
静岡森田ポンプ株式会社  
代表取締役 中村 朋行

## 支援車Ⅱ型の物品売買契約の変更について

## 契約の相手方


浜松市西区馬郡町 1 8 9 3 番地の 1  
 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

## 変更内容

(1) 契約金額 変更前 64,350,000円  
 減額 2,199,932円  
 変更後 62,150,068円

## 【理由】

本車両に設置する車載無線装置について、半導体を含む世界的な部品不足により生産に遅れが生じたため、装置を新規設置から廃車予定車両の装置の移設に変更したことによる。

	車載無線装置
変更前	新規設置
変更後	廃車予定車両の装置の移設
装置概要	<p>車内に設置し、指令センター・消防本部・各署所・現場間で相互に無線通信を行う装置。</p> 

(2) 納期 変更前 令和5年3月31日まで  
 変更後 令和6年3月29日まで

## 【理由】

半導体不足の影響による排出ガス浄化装置の製造遅延と、車両シャシの製造会社2社のうち、1社の不正問題に係る出荷停止の影響がシャシ製造の遅延につながったことによる。